

# “岡山市自転車駐車場附置義務条例”

-----市役所からのお知らせ-----

建築物の新増築などを行う際に自転車駐車場施設の附置を条例で義務づけた「岡山市自転車駐車場附置義務条例」(昭和57年3月27日(市条例第16号)制度より、平成12年3月22日改正)についてお知らせします。なお、条例・規則は、岡山市のホームページに掲載してあります。この条例の主な内容は次のとおりです。

## ■ 適用地区は何処ですか？

商業地域、近隣商業地域(都市計画で定められた地域)

## ■ 対象となる建築物は？

- ① 大型店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積が500㎡を超えるもの)
- ② 金融機関(銀行、信託銀行、信用金庫、信用協同組合)
- ③ ぱちんこ屋

## ■ 附置義務台数の算定方法は？

### ① 新築の場合

施設の使用	大型店舗、金融機関		ぱちんこ屋
必要台数	店舗面積 5,000㎡まで	店舗面積 5,000㎡を超える部分	遊戯施設台数の4台 までごとに1台
	$\frac{1台}{20㎡}$	$\frac{1台}{30㎡}$	

(1台に満たない端数は、切り上げる。)

### ② 増築の場合

増築の後で、新築したと仮定して、必要台数を計算し、その差を求める。

必要台数 = (増築後の必要駐車台数) - (現にこの条例により設置されている駐車台数)

## ■ 自転車駐車場の駐車区画の大きさは？

0.5m以上×1.9m以上(白線等により1台ごとに明確に区画すること。)

## ■ 質問があれば

この条例に関してのご質問は、下記までご連絡下さい。

岡山市都市整備局 都市・交通部 市街地整備課 計画・指導係

電話：(086) 803-1383